

## 学校管理下でケガをしたとき

学校管理下（授業直前，授業中，授業直後，校外学習，部活動中等）における生徒の災害（ケガ）で、医療費が5000円以上（保険証使用で窓口支払いが1500円以上）かかった場合は、災害給付対象となります。給付には申請が必要です。

☆あらかじめ加入同意書の提出が必要です。（入学時，4月末までの申し出で加入可能）

☆高等学校は義務教育ではないので、掛け金を支払っている人なら誰でも請求する権利は発生します。

※国や東京都や区や市の医療助成制度を利用している人は、一度保健室に確認しに来てください。

☆修学旅行中のインフルエンザ罹患，集団食中毒は災害給付請求の対象になります。

☆東京都外の学校敷地での作業中のケガも、災害給付請求の対象になります。

申請から給付まで、おおよそ2~3ヶ月かかります。

まず担任や授業担当教員，部活動顧問教員，養護教諭に申し出てください。  
必要な用紙を渡します。

§ 定時制教職員が確認していないケガに関する申請書の提出は、認めておりません。

§ 登下校中の自転車等による車両事故は、原則この制度の対象外になります。

§ 自動車やオートバイ等との接触事故に関して、必ず警察署を呼び、相手の連絡先を聞いてください。相手の自賠責保険で補償してもらってください。

§ 登下校途中の寄り道での事故において、学校に届け出ている通学経路と照合し、大幅にずれている場所でのケガは、日本スポーツ振興センターに申請しても認められない場合があります。